

リレートーク

「国連世界女性会議（北京）と日本におけるジェンダー平等—進展とこれから」

（トーク原稿・資料としてリーフレット使用）

北京行動綱領と女性差別撤廃条約—日本の課題

矢澤澄子（国際女性の地位協会）2019. 10. 20

今年は、女性差別撤廃条約が国連で採択されて40周年の節目の年です。条約は、女性があらゆる分野で、性による差別を受けない権利とジェンダー平等を保障し、世界女性の憲法ともいわれています。国際女性の地位協会は、この条約の研究・普及を目的に1987年に発足しました。北京会議 NGO フォーラムでは、ワークショップで、手作りの大型紙芝居を上演し、日本の働く女性の実態と性差別的な企業慣行、家族をめぐる性別役割分業の根深さなどについて、紹介しました。そして女性差別撤廃条約実現の大切さを訴え、条約の実効性を高める個人通報制度の導入を、北京行動綱領に明記するよう決議し、当時の小和田国連大使らに決議文を届けました。

その後これまで、北京行動綱領と女性差別撤廃条約は両輪となり、国内外でのジェンダー平等実現に向けた法制度の整備を促し、女性たちの生きる力、エンパワーメントの支えになってきました。私たちの団体にとっても、北京 NGO フォーラムで、条約の重要性を再確認した経験が、他の NGO とのネットワークづくりなど、さまざまな活動の力になりました。1999年に、条約の付属条約、選択議定書が国連で採択されましたが、それからは、条約と選択議定書の解説冊子を作り、各地の出前講座などの折々に、理解を広げる活動を続けています。

お手元のリーフレット資料をご覧ください。選択議定書には、個人通報制度と調査制度の2つがあります。個人通報制度が利用できれば、条約上の権利の侵害に対して、個人または集団が、最高裁までの国内的救済措置を尽した上で、直接委員会に通報ができます。選択議定書は、女性の人権保障の国際基準として、条約の実効性をパワーアップするもので、すでに113か国が批准し活用しています。しかし残念ながら、日本はまだ批准していません。そのため日本では、一人ひとりの女性の人権保障の国際基準として、この条約がもつ大切な機能が発揮されていないのです。

今年3月、選択議定書採択20年を期して、日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク（JNNC）と、国際女性の地位協会が呼びかけ団体となり、選択議定書の早期批准を

求める<女性差別撤廃条約実現アクション>の共同行動が始まりました。JAWW や北京 JAC などを含む大小50 団体が参加しています。

このリーフレットは、<実現アクション>が作成したものです。左側を折り、ご覧ください。日本の現状はどうなっているのでしょうか。ジェンダー平等度の国際比較、女性国会議員ランキング、男女賃金格差、セクハラ、LGBT 差別など、どのデータも、大きな課題を突き付けています。政府が「女性の活躍推進」を唱える一方で、日本にはいままも、根強い不平等、みえにくい性差別や暴力が、さまざまな分野に居座り続けているのです。

中面をひらいてご覧ください。これらの裁判事例にあるように、女性たちは、男女賃金差別の是正、選択的夫婦別姓の法制化などの裁判を提訴し、不平等や差別に声をあげ、粘り強く闘ってきました。しかしどのケースも、最高裁で<上告棄却>など、残念な結果に終わっています。この、世界に遅れた日本の法律、そして立法・行政・司法の厚い壁を、崩さなければ、女性差別や女性に対する暴力をなくすことはできません。

実現アクションでは、選択議定書の早期批准を求めて、国会への請願署名や地方議会への働きかけなどを強めています。(中面上部⇒) 日本で批准が実現し、個人通報制度が導入されれば、性に基づく暴力や不平等をなくすための<大きな後ろ盾>になります。リーフレットに示されているように、世界ではすでに成果が出ています。<北京+25>を「追い風」として、私たちも若い世代のみなさんとともに、批准に向けた連帯行動をさらに続けていきたいと思えます。

ところでみなさん、ベアテ・シロタ・ゴードンさんを知っていますか。幼少期から10年間、東京で両親と暮らした後に、米国での留学生活を経て、74年前の1945年、24歳で再来日したベアテさんは、GHQの憲法草案起草メンバーの一員になりました。そして憲法の男女平等規定、24条の草案作成に心血を注いだのです。「女性が幸福にならないければ、世界は平和にならない」というベアテさんの言葉を思い出し、一人ひとりの女性、少女、若い世代に幸せを届ける<北京の精神>を胸に、さまざまなバリアを越えて、世代間の連帯を広げていきたいと思えます。<北京+25>は、新たな一歩へのステップボードになります。<北京+25>は日本を変えるチャンスです。

ありがとうございました。